

# 組合ってなあに？

若い人の中には、「そもそも組合ってなあに？」と思われる方もいるようです。そこで今号では、そもそも組合ってなあに？を簡単にまとめてみました。組合をご理解いただき、若い方だけでなく、だれでも今以上に組合を身近に感じていただき、署名・カンパやそして集会や学習会などのイベントにも参加していただきたいと思ひます。

# 越教組ニュース

## 組合って何を？

忙しい  
給与が見合わない  
授業の準備ができない

### 組合の原点



## 組合は憲法で保障

立場の弱い労働者を守るために、労働者には憲法や法律でさまざまな権利が保障されています。労働者が組合を結成し、使用者と団体交渉を行う権利は、憲法第28条で保障された権利です。労働者が自分たちの要求を集めて、会社や当局と交渉することは憲法が保障したものです。教育の目的にも、「平

和で民主的な国家及び社会の形成者として、育成を期して」とあります。それは、ただ権力に従っていけば安心という人間像とは異なります。児童・生徒に求める「民主的國家及び社会の形成者」は、署名や交渉などで職場を改善しようとする姿に重なるのではないのでしょうか。

## 賃金交渉

教職員の勤務条件(経済的条件、労働条件)は、最終的には県議会条例という形で決定されます。条例化にあたり県人事委員会は知事に勤務条件に関する勧告を行うこととされています。さ

らに県当局は組合と交渉を行い、妥結した内容で条例化することになっていきます。妥結されたその年の賃金は4月にさかのぼって調整され、12月末に差額という形で支給されることが多いのです。組合と県当局が妥結しなければ、12月には差額支給がされず越年度の支給ということもありません。なお、妥結後も、細かい待遇面の改善などは引き続き交渉を重ねています。一人一人に行きわたる、給料や様々な権利は、組合の交渉により積み上げられてきた成果なのです。

## 絶え間ない要求交渉

もちろん組合は、年一回の賃金確定交渉だけをしているわけではありません。越教組が県教委に出す要求書・要望書は、年間数十本あります。裏面にそのうちの一つ、青年

教職員の労働条件改善に関する要求書が載せました。越教組が、いかに教職員全体の利益になる交渉を重ねているかわかると思います。

## 越教組の中の越谷単組

越教組は、市町単位に単組という支部を持っています。越谷市の場合、越谷市教職員組合(越教組)が単組というものにあたります。もちろん、単組は自分の地域の地教委に対して、地教委の権限の及ぶ範囲内の事

柄についてさまざまな要求を行っています。



## 越谷単組の成果

- 市や各校の衛生委員会の設置(市教委と組合が10回近い会議を重ね規定を作成した)
- タイムカードによる出勤時刻の把握(市教委は10年以上原則自己申告としてきた)
- 学校図書消耗品扱い(以前は1万円未満の図書は備品として管理されていた)
- 学校司書の配置(市議会で配置の請願が採択された後もずっと配置なしだった)
- 図書貸し出しのPC化・複数台化(以前はカードでの管理だった。その後PC1台で貸し借りを
- 切り替えて管理していた)
- 割り振り変更簿(当初は土日の部活だけを対象としていた)
- 人事意向にブロック(小学校は希望ブロック順を書かせるようになった)



## 組合をみんなで支えよう

組合が獲得した成果は組合員だけのものではなく、教職員全員へその恩恵が行きわたるわけですが、その組合活動を支えているのは組合員だけの組合費なのです。県には教育会館がありその維持管理費、専従職員の給料、PCやコピー機・自動車等のリース代・購入代、諸会議の会議室代、交渉参加の交通費、ニュース・宣伝物の紙代・印刷代等、経済的に大きな負担がかかっています。

もちろん単組活動にもお金がかかります。これら組合活動を支えるために、組合員は毎月組合費を払っています。そのメ리트は、全教職員に還元されるのに！です。全教職員のための組合です。できれば全教職員が組合員となり、全教職員で組合を支えてほしいのです。そうしてこそ、組合の本来の力が生まれるのです。あなたもぜひ組合に！

越教組ホームページ

